

武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）

中間報告

武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会

平成20年11月

目 次

パブリックコメントの主旨

I	策定の経緯	1
II	策定委員会名簿	2
III	スポーツ振興計画（仮称）の策定趣旨	3
1	目的	3
2	計画期間	3
IV	スポーツ振興計画とは	3
V	現状と課題	4
VI	基本理念	6
VII	施策の体系	7
1	施策を検討するにあたっての基本的な考え方	7
2	施策の体系	9
VIII	施策の概要	11

パブリックコメントの主旨

武蔵野市では、財団法人武蔵野スポーツ振興事業団及び武蔵野市体育協会等との連携により、様々なスポーツ事業を、総合体育館、市立小・中学校（校庭・体育館）、コミュニティセンターなどで開催しています。こうしたスポーツ活動をつうじて市民の健康の増進に努めるとともに、市内スポーツ施設の整備と管理運営を行い、市民のスポーツ活動を推進しています。きっかけづくりを目的としたスポーツ教室から競技スポーツまで、様々な事業をつうじて、市民のスポーツへの関心が向上し、健康維持・増進や自己実現などに一定の効果をあげています。

今後は、さらに多様なスポーツ需要にに応じていくために、市民、行政、事業者等が協働して取り組むことが必要です。市民の自主性を重んじ、市民が力を発揮できるよう市民の自律性を高めていくとともに、こうした市民の自主的な取り組みのきっかけづくりや支援が行政に求められていると考えます。

市では、「多くの市民が、スポーツ活動をつうじて、豊かでより望ましい生活の質を維持できる」まちを実現すべく、スポーツの振興に関する計画を策定することとしました。実効性の高い計画をつくることを目指し、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会を設置し、検討を進めています。同時に、庁内関係各課によるワーキングチームを立ち上げました。

このたび、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会で『武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）中間報告』をとりまとめましたので、この報告について、市民の皆様から幅広くご意見をいただくこととしました。

◆ ご意見の提出方法

○電子メール、FAX または郵送のいずれかの方法でご意見をお寄せください。なお、電話によるご意見の受付はいたしません。

○ご意見の提出にあたっては、氏名、住所、連絡先を記入のうえ提出をお願いいたします。

◆ 募集期間

平成 20 年 11 月 10 日（月）～平成 20 年 12 月 1 日（月）まで（必着）

※ 提出いただいたご意見は、原則公開とさせていただきます。

【あて先（問い合わせ先）】

武蔵野市教育委員会 教育部生涯学習スポーツ課 スポーツ振興係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

電話：0422-60-1903（直通） F A X：0422-51-9269（直通）

e-mail：sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

I 策定の経緯

主な検討事項

策定経緯

課題等の共有	第1回委員会 (平成20年7月23日)	①委嘱状交付、委員紹介等、正副委員長の選出 ②計画の趣旨・進め方 ③他自治体との比較 ④計画のイメージ
	第2回委員会 (平成20年8月7日)	①現地視察（スポーツ施設、公園、コミュニティセンター等） ②統計資料の把握、アンケート調査結果の把握 ③市の現行実施施策の把握

基本方針・中間報告の検討	第3回委員会 (平成20年8月26日)	①地域別のスポーツ関連施設、地域ごとの事業等の把握 ②世代ごとの現状と課題と方向性 ③基本方針の方向性
	第4回委員会 (平成20年10月2日)	①施策の体系（案）の検討 ②基本方針（案）の検討 ③実現化方策（案）の検討
	第5回委員会 (平成20年10月23日)	①施策の体系（案）の検討 ②施策に対応した事業（案）の検討 ③重点施策（案）の検討 ④中間報告（案）の検討

今後の予定

計画案の検討・計画案の確定	第6回&第7回&第8回委員会 (11月、12月、来年1月頃予定)	①重点施策（案）の選定 ②パブリックコメントの意見の反映 ③計画内容の検討 ④実現化方策の検討
	第9回&第10回委員会 (来年2月頃予定)	①計画（タタキ台案）の検討 ②計画（修正案）の検討 ③計画の推進について ④その他

Ⅱ 策定委員会名簿

◆ 策定委員会

委 員 名	所 属（役職）	備 考
本村 清人	東京女子体育大学教授	委員長
河上 一雄	武蔵野市体育協会会長	副委員長
和田 明子	武蔵野市体育指導委員協議会会長	
守屋 るり子	武蔵野市立第二小学校校長	
大町 洋	武蔵野市立第一中学校校長	
島本 康子	武蔵野市立第一中学校PTA会長	
本郷 伸一	武蔵野市青少年問題協議会井之頭地区委員会委員長	
赤荻 恵子	武蔵野市健康づくり推進員	
後藤 信義	東京都身体障害者アーチェリー協会理事長	
古矢 武士	特定非営利活動法人武蔵野スポーツクラブ専務理事	
茨木 信	財団法人武蔵野スポーツ振興事業団事務局長	
金子 俊治	武蔵野市教育委員会教育部長	平成20年9月30日まで
萱場 和裕	武蔵野市教育委員会教育部長	平成20年10月1日から

◆ 策定委員会庁内ワーキングチーム

企画調整課（企画政策室）、市民協働推進課（企画政策室）
 高齢者支援課（健康福祉部）、障害者福祉課（健康福祉部）、健康課（健康福祉部）
 子ども家庭課（子ども家庭部）、児童青少年課（子ども家庭部）
 緑化環境センター（都市整備部）
 教育企画課（教育部）、指導課（教育部）生涯学習スポーツ課（教育部）
 財団法人 武蔵野スポーツ振興事業団

事務局：武蔵野市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課

Ⅲ スポーツ振興計画（仮称）の策定趣旨

1 目的

多様な市民がのびのびと自由に体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことで生涯スポーツ社会を目指し、市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として『スポーツ振興計画（仮称）』を策定します。

2 計画期間

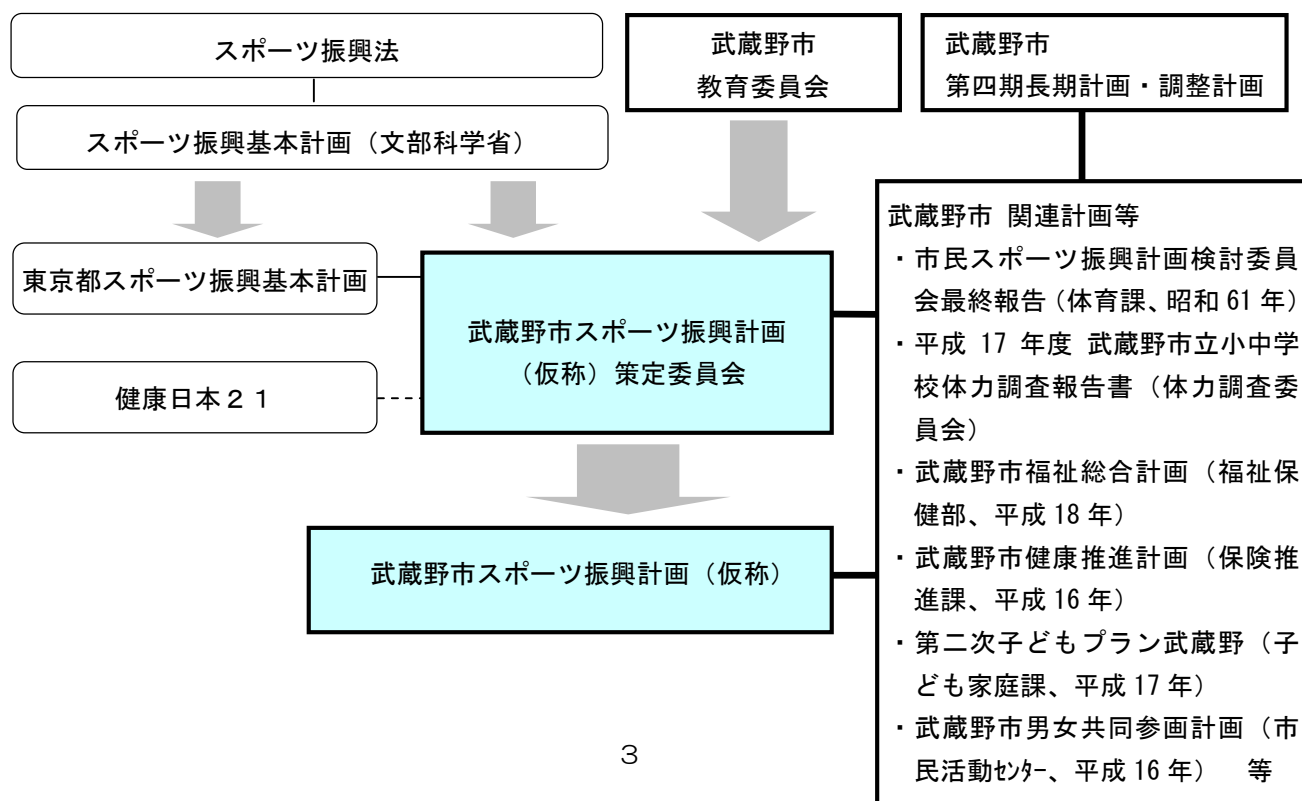
計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間です。

東京国体の実施される平成 25 年度までの 5 年間を前期、平成 26 年度から 30 年度までを後期とし、進捗状況や社会情勢の変化等もふまえ中間期に見直しすることで本計画の充実を図っていきます。

Ⅳ スポーツ振興計画とは

この計画は、国の「スポーツ振興法」（昭和 36 年 9 月）並びに『スポーツ振興基本計画』（平成 18 年 9 月改定／文部科学省）をふまえ、東京都の『東京都スポーツ振興基本計画』（平成 20 年 7 月策定）を参考にし、本市におけるスポーツ振興を推進するために策定するものです。

市の上位計画である『基本構想・長期計画』や、個別計画におけるスポーツに関連する施策をふまえた計画として策定するものです。



V 現状と課題

◆ スポーツを楽しむ機会の充実

<現状>

平成 19 年度に実施した『武蔵野市スポーツ市民意識調査』から、スポーツの実施頻度について、成人の約 50%が「ほとんどしない」「年に数回程度」という結果が出ています。

<課題>

潜在的にスポーツやレクリエーションに関心や興味を持ち、身体を動かしたいと思っている人に対し、実践できる機会や情報提供の充実について具体策の検討が必要です。

◆ 年代に応じたスポーツのニーズ

<現状>

子どもの体力低下が叫ばれています。子どもの頃から何らかの運動をおこなうことは、成長段階における発育発達にとって重要であり、子どもの頃にスポーツに親しんでいれば、大人になってからもスポーツをすることへの抵抗感は少ない傾向にあります。学校部活動との連携や競技スポーツだけでなく楽しむスポーツの視点も求められています。

若者については、学生生活や就職などの環境の変化により、ある年代から、継続的なスポーツ活動が難しくなる傾向にあります。

成人・中高年は、就労・結婚・子育てなど非常に忙しく、スポーツ活動の時間を確保することが難しい年代ですが、健康面は気にかけています。

高齢者世代は、年代によってニーズが異なります。単にスポーツをするというだけでなく、健康維持や介護予防の視点での運動機会が求められています。

<課題>

年代に応じて異なるニーズや置かれている状況をふまえたきめ細かな施策の展開が必要です。

◆ スポーツ活動の継続

<現状>

スポーツと親しむ機会をつくるだけでは、なかなか継続するのが難しい状況にあります。成人になると仕事が忙しく時間がとれなくなること、女性の方は結婚・出産・子育てなどによりスポーツをする機会から遠ざかってしまった場合、一旦スポーツから離れてしまうとなかなかスポーツに戻る機会がないという傾向にあります。

市の現行施策として初心者向けの施策は多くありますが、次の段階としてステップアップできる講座が少なく、継続したスポーツ活動につながる取組が求められています。

<課題>

せっかくスポーツをはじめたとしても、ある一定のレベルからステップアップできるメニューの用意をしてないことや、一時期スポーツをしていた人にとっては初心者向けのメニューでは物足りないといったことからスポーツを生涯にわたって続けていくための取組が必要です。

また、何らかの理由により、スポーツをする時間のない人にとって少しの時間を使うことで気負わずにスポーツができる機会がなかなかないため改善が必要です。

◆ スポーツをするための資源

<現状>

市内には、ちょっとしたスペースとして活用することが可能な場所があります。例えば、身近なところにある小さな公園や並木道、駅前の賑わいのある商店街などが考えられます。

市内には、スポーツ団体や指導者とともに地域で様々な活動をされている方々がいます。現状では、こうしたせっかくの人的資源を活かしきれていない状況にあります。

市ではすでに様々な観点から現行施策を実施しています。教育、福祉、健康、子育て、緑化環境などの観点から体を動かす取組がおこなわれていますが、それぞれの分野ごとに進められているのが現状です。

<課題>

こうした施設や場、人、現行施策など武蔵野市の現状をスポーツの観点から整理していくことが必要です。

<現状>

スポーツは会話の話題づくりとしても、いろいろな人との出会いの機会にもなるなど、体を動かすことを広くスポーツにとらえればいつでも誰でも気軽に取組めるものです。

<課題>

スポーツをすることにより、健康や体力の増進といったことだけでなく、スポーツそのものも本来の魅力である充実感や達成感などを一人ひとりが実感できるよう伝えていく必要があります。

その成果として、スポーツをつうじて健康になり、明るくなり、交流が盛んになるなど健全育成につながることや地域が元気になっていくことにも結びついていきます。

Ⅵ 基本理念

スポーツそのものの魅力を市民一人ひとりが実感できることが大切だと考えます。

スポーツをすることによって得られる爽快感、充実感、達成感などスポーツ本来の魅力を大事にし
ながら以下の２つの視点からスポーツ振興を図り、市民一人ひとりの充実したライフスタイルの構築
を目指します。

◆ 「ひと」の視点

運動不足による体力の低下や、生活習慣病の増加と低年齢化が進んでいます。スポーツ振興を
図ることで、市民の健康の増進に寄与していくことが期待されます。

◆ 「地域」の視点

スポーツをつうじて感動を共有したり、支えあったりすることで、人と人との絆を深め、仲間
づくりへとつながります。こうした人と人とのつながりが地域づくりや広くまちづくりへと波及
していくことが期待されます。

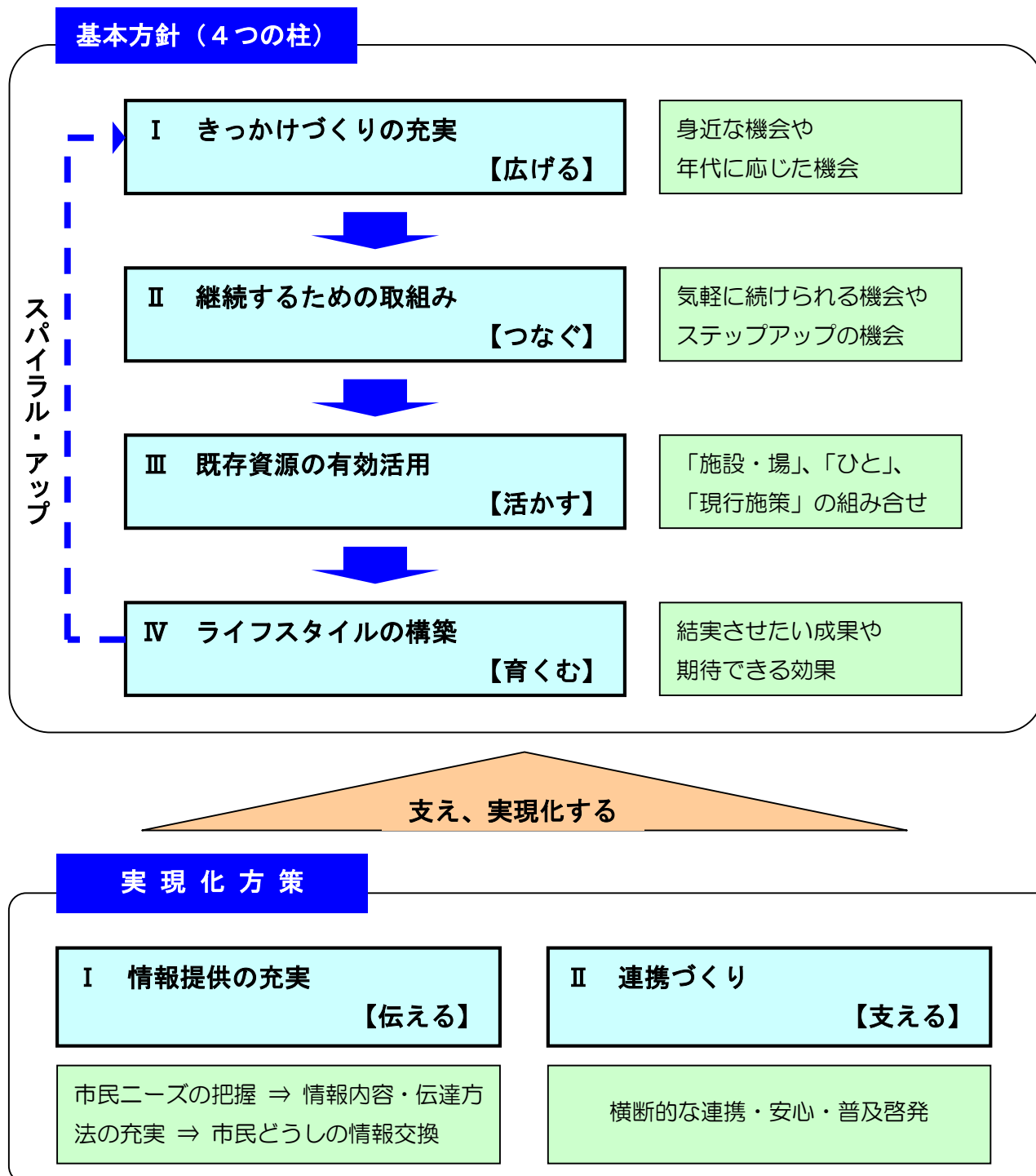
◆ キャッチフレーズ（案）

“人も地域も元気に！”

VII 施策の体系

1 施策を検討するにあたっての基本的な考え方

施策の体系（案）は、以下のような構造になっています。



◆ 基本方針（4つの柱）

以下の4つの柱を基本方針とします。

これら4つの柱は、“きっかけ”から始まり“成果”につながっていく一つの流れとして体系を段階的に構成しています。

さらに、それぞれの基本方針ごとに「基本施策」を「施策の考え方」として分類・整理し、基本方針を含めて3層で構成しています。

○「Ⅰ きっかけづくりの充実」（広げる）

身近な機会や年代に依ってもニーズが違ふといった考え方にもとづき「基本施策」を定めました。

○「Ⅱ 継続するための取組み」（つなぐ）

かつてはスポーツをしていたが忙しくてスポーツを「する」機会が無くなっている状況等に対して、気軽に続けられる機会やステップアップしていく機会を提供していくという考え方にもとづき「基本施策」を定めました。

○「Ⅲ 既存資源の活用」（活かす）

市内には施設や場、ひと、市の現行施策など、すでに様々な既存資源があり、こうした資源の有効活用を図っていきたいという考え方にもとづき「基本施策」を定めました。

○「Ⅳ ライフスタイルの構築」（育くむ）

本来スポーツがもつ魅力を大切にするとともに、スポーツをつうじて、人が元気になり、健康づくりにつながり、同時に地域も元気になっていくという広がっていくイメージにもとづき「基本施策」を定めました。

◆ 実現化方策

「基本方針」（4つの柱）を支え、実現化するために、4つの柱をつらぬくものとして、以下の2つを実現化方策とします。

○「Ⅰ 情報提供の充実」（伝える）

市民のニーズを把握し、情報の内容と同時に伝達方法の充実を図り、その結果、市民どうしが情報の交換をおこなえる段階まで情報提供を充実していきたいという考え方にもとづき「基本施策」を定めました。

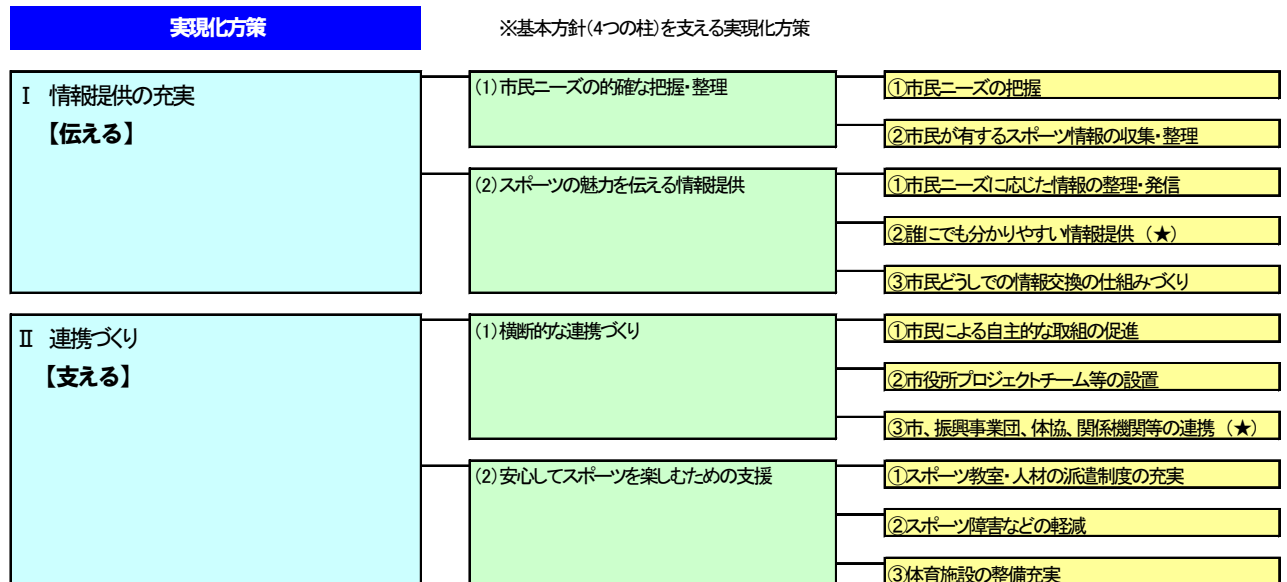
○「Ⅱ 連携づくり」（支える）

市役所内部の横断的な連携だけでなく、市民と市、市民と事業者と市の連携が必要であること、また、安心してスポーツに取り組めることの重要性などを「基本施策」に定めました。

2 施策の体系

※重点施策の候補：(★)

基本方針（4つの柱）	施策の考え方	基本施策
I きっかけづくりの充実 【広げる】	(1)生涯をつうじてスポーツを楽しむ機会の創出	①観るスポーツ・アスリートにふれる機会の拡充
		②スポーツのある風景づくり
		③家族・親子で楽しめるスポーツの促進
		④誰もが楽しめる機会の充実 (★)
	(2)ライフステージに応じたスポーツライフの形成	①子どもが親しめるプログラム等の充実 (★)
		②若者向けのプログラム等の拡充
		③成人から中高年向けのプログラム等の充実
		④高齢者向けのプログラム等の充実
II 継続するための取組み 【つなぐ】	(1)気軽にできるスポーツの普及促進	①一人からでも参加できるスポーツの促進
		②自宅でできるスポーツの促進 (★)
	(2)ステップアップできる機会の創出	①ステップアップするためのプログラム
		②一人多視点スポーツの推進
III 既存資源の有効活用 【活かす】	(1)既存の施設や場の活用	①身近な公園や道の活用 (★)
		②スポーツ関連施設の活用
		③地域の学校・民間企業等の活用
	(2)人的資源の活用	①教えることから始めるスポーツの促進
		②地域スポーツの担い手づくりの充実 (★)
		③市民スポーツ功労者の表彰制度の創設
	(3)現行プログラムを活かした工夫	①スポーツ振興の視点からの把握と整理
		②様々な分野を組み合わせた機会等の充実 (★)
IV ライフスタイルの構築 【育くむ】	(1)スポーツをととした健やかな成長	①スポーツのもつ魅力の発見 (★)
		②スポーツをつうじた社会性の形成
		③仲間づくりの促進
	(2)スポーツによる地域の活性化	①スポーツによる地域の魅力づくり
		②地域とのつながり・一体感の形成 (★)
		③スポーツをつうじた元気な地域づくり



VIII 施策の概要

基本施策（4つの柱）（P.9を参照）

I きっかけづくりの充実 【広げる】

- ・すべての市民がライフスタイルやライフステージに応じて、様々な形でスポーツに親しめる機会の充実を図ることが必要です。

I (1) 生涯をつうじてスポーツを楽しむ機会の創出

- ・スポーツに関心をもってもらうために、個々人のライフスタイルにも対応した多様な参加機会をつくるとともに、生涯にわたってスポーツを楽しめるようスポーツ振興を図ります。

I (1) ① 観るスポーツ・アスリートにふれる機会の拡充

- ・「する」スポーツだけでなく「観る」スポーツやアスリートと接する機会をつくり出し、あこがれや興味からスポーツに関心をもつことにつながるような取組を進めていきます。

I (1) ② スポーツのある風景づくり

- ・スポーツを身近に感じることが大切です。市内の様々な場所で、スポーツをしている風景を生み出すような取組を進めていきます。例えば、商店街などの人が集まる街なかで、スポーツをする風景が存在することで、多くの関心が生まれると思われます。

I (1) ③ 家族・親子で楽しめるスポーツの促進

- ・スポーツをはじめるきっかけとして、家族や親子で楽しむことができるスポーツの振興を図ります。家族で取組ことのできるプログラムの充実を図るとともに、親子の共通した話題づくりや、親どうしの交流を促進します。

I (1) ④ 誰もが楽しめる機会の充実（★：重点施策）

- ・性別や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もがスポーツを楽しむことができることが大切です。その際、誰もがチャレンジしやすい初心者向けのプログラムづくりや機会を充実させます。

I (2) ライフステージに応じたスポーツライフの形成

- ・子ども、青少年から若者、成人から中高年、高齢者など各年代それぞれのライフステージに合わせて、興味・関心・体力等に応じた施策の展開を図ります。

I (2) ① 子どもが親しめるプログラム等の充実 (★：重点施策)

- ・子どもの成長段階にふさわしいスポーツのあり方をふまえ、施策を展開していきます。乳児期から幼児期、小学生の時期、中学生の時期、高校生の時期などそれぞれの身体の発達にあわせた取組を進めるとともに、放課後の活動や学校における部活動等となお一層連携したスポーツ振興を図ります。

I (2) ② 若者向けのプログラム等の拡充

- ・大学や専門学校等での学生生活、就職など環境の変化が多い世代に対して、魅力あるプログラムづくりや機会の充実を図ります。また、この年代はある時期から、仕事や子育てに忙しくなり、継続的なスポーツ活動が途絶えてしまう傾向にあります。こうした点をふまえた施策の拡充を図ります。

I (2) ③ 成人から中高年向けのプログラム等の充実

- ・社会人となり、スポーツ活動の時間の確保が難しい年代に対して、気軽に取り組めるような魅力あるプログラムづくりを進めていきます。また、仕事や家庭において忙しい中高年の年代に対しては、スポーツをするきっかけとして、体力維持や健康に関するプログラムや機会の充実を図ります。

I (2) ④ 高齢者向けのプログラム等の充実

- ・高齢者世代と言っても一括りにせず、それぞれの年代のニーズに応じた施策の展開を図ります。同時に、高齢者スポーツの振興にあたっては、介護予防の視点もふまえたプログラムづくりを進めるとともに、高齢者どうしだけでなく、多世代と交流できる機会の充実を図ります。

II 継続するための取組み 【つなぐ】

- ・継続したスポーツ活動につながるように、気軽にできるスポーツを普及促進します。また、自分なりの達成感や成功体験をつうじて、楽しみながらステップアップしていく機会の創出を図ります。

II (1) 気軽にできるスポーツの普及促進

- ・個人のライフスタイルが変化しつつあるなか、市民のスポーツに関するニーズは多様化しています。一人でもできるスポーツ、自宅でも手軽にできるスポーツなども含め、多様なニーズに対応したスポーツ振興を図ります。

II (1) ① 一人からでも参加できるスポーツの促進

- ・スポーツをはじめる最少人数は一人です。人数を集めなくても、スポーツをしたいと思ったときにできる取組を進めていきます。また、一人でもできるスポーツから、共通の趣味や会話などをつうじて、仲間づくりにつながることも考えられるため、こうした交流の機会の充実を図ります。

Ⅱ (1) ② 自宅でできるスポーツの促進 (★：重点施策)

- ・仕事や家事、育児に忙しい人は、スポーツをする時間の確保が難しい傾向にあります。少しの時間でも運動の機会を確保するために、自宅でできるスポーツの紹介を進めていきます。同時に、家のなかで親子でスポーツを楽しむことができるプログラムの充実を図ります。

Ⅱ (2) ステップアップできる機会の創出

- ・初心者から経験者まで、幅広くステップアップできるプログラム等の充実を図ります。また、スポーツを楽しく継続していくために、興味に応じて複数の種目を楽しむことができる機会の充実を図ります。

Ⅱ (2) ① ステップアップするためのプログラム

- ・初心者向けのプログラムを受講した後に、個々人のレベルアップを図ることも可能なプログラムや機会の充実を図ります。同時に、初心者から経験者まで様々なプログラムを用意している民間スポーツクラブとの連携を進めていきます。

Ⅱ (2) ② 一人多種目スポーツの推進

- ・スポーツを楽しむ機会を増やすために、単一の種目だけでなく、複数の種目を楽しめるスポーツ振興を図ります。多様な種目にチャレンジすることをつうじて、健康増進に寄与するだけでなく、新しい仲間ができたり、スポーツ全般に関する興味が広がることが期待できます。

Ⅲ 既存資源の有効活用 【活かす】

- ・市内にある運動が可能な多数の施設・場〔モノ〕の活用、市内の様々な人〔ヒト〕の活用、市の多様な分野にまたがる現行施策〔コト〕の活用といった3つの視点から既存資源の有効活用を図ります。こうした様々な既存資源の有効活用を図るとともに、機能を連携させることによって、“総合型地域スポーツクラブ”が理念として掲げる役割を担うことができると考えます。

Ⅲ (1) 既存の施設や場の活用

- ・市内の様々なところで、スポーツができる場が求められています。地域の身近にある公園や散歩道、総合体育館や陸上競技場等のスポーツ施設、コミュニティセンターや学校施設、市内の大学や民間企業等の施設などを活用していきます。

Ⅲ (1) ① 身近な公園や道の活用 (★：重点施策)

- ・ちょっとしたオープンスペースがあれば、簡単な運動をすることは可能です。スポーツをする場を確保するために、身近にある公園や並木道・緑道などの有効活用を図り、スポーツをつうじた交流を促進します。

Ⅲ (1) ② スポーツ関連施設の活用

- ・地域ごとのコミュニティセンターや小中学校の施設開放などの利用について、地域でスポーツをする場を確保するという視点から、可能な限り活用する方向で検討します。また、既存の総合体育館や陸上競技場などは、市民のニーズにあった施設の整備や活用を進めていきます。

Ⅲ (1) ③ 地域の学校・民間企業等の活用

- ・市内にある大学や民間企業等と積極的な連携や協力関係をつくりながら、スポーツをする場所の確保や人材交流等を進めていきます。

Ⅲ (2) 人的資源の活用

- ・市内には、スポーツに関して様々な経験をもつ人材がいます。こうしたスポーツの人的資源を活かした施策の展開を図ります。

Ⅲ (2) ① 教えることから始めるスポーツの促進

- ・「する」スポーツだけでなく、人に「教える」ことをつうじて、生きがいの創出など充実したスポーツライフを送ることにもつながります。こうした点をふまえ、“教えることから始めるスポーツ”の取組を促進していきます。

Ⅲ (2) ② 地域スポーツの担い手づくりの充実 (★：重点施策)

- ・地域でスポーツ振興を図る際には、担い手の確保が不可欠です。市内各地域には、すでに様々な分野で活動している人がいます。地域の人材発掘とともに、実際に活動している人や団体とつながり、効果的な展開が可能な仕組みづくりを進めていきます。

Ⅲ (2) ③ 市民スポーツ功労者の表彰制度の創設

- ・地域スポーツ等の発展に寄与してきた市民や、今後様々な形で市民スポーツの振興に貢献する人たちに対して、市民スポーツ功労者の表彰制度づくりを進めていきます。

Ⅲ (3) 現行プログラムを活かした工夫

- ・庁内関係各課の施策には、教育をはじめとし、健康、福祉、緑化環境などのスポーツ振興とは別の目的や趣旨にもとづき実施している施策であっても、結果的にスポーツ振興に結びついている施策も数多くあります。こうした現行施策をスポーツ振興の一環として紹介しつつ、活用を図ります。

Ⅲ (3) ① スポーツ振興の視点からの把握と整理

- ・庁内関係各課の現行施策について、スポーツ振興の視点から捉え直し整理したうえで、事例等も含めて紹介していきます。

Ⅲ (3) ② 様々な分野を組み合わせた機会等の充実 (★：重点施策)

- ・健康という視点から“食育”と“ウォーキング”を組み合わせた「食育ウォーキング」(健康づくり支援センター)等も含め、様々な分野を組み合わせることにより、効果的なプログラムの充実に図り、施策の実現を進めていきます。

Ⅳ ライフスタイルの構築 【育くむ】

- ・基本方針ⅠからⅢの振興により実現する成果として、一人ひとりの健やかな成長と地域の活性化に結びつけていきたいと考えます。これらをつうじて、ライフスタイルの構築へとつなげていきます。

Ⅳ（１） スポーツをとoshた健やかな成長

- ・スポーツそのものに価値があることやスポーツ本来の魅力を実感することが大切です。こうした点をふまえ、団体競技や武道等のスポーツに接することをつうじて、子どもの頃からルールを守ることや礼儀作法を身につけることは、社会性の土壌を培うことにつながります。また、スポーツをつうじて様々な人と交流することにより、人間関係を育む機会として、仲間づくりの促進を図ります。

Ⅳ（１）① スポーツのもつ魅力の発見 （★：重点施策）

- ・スポーツそのものがもつ本来の魅力である爽快感、充実感、達成感など市民一人ひとりが実感できるよう伝えていく必要があります。こうしたスポーツの楽しさを直接実感できる機会とともに、間接的に学べる機会の充実を図っていきます。

Ⅳ（１）② スポーツをつうじた社会性の形成

- ・子どもの頃から多様な人と接することは、青少年健全育成の視点からも大切です。スポーツをつうじて多世代が交流できる機会の充実を図ります。また、ルールを守ること、協力して目標を達成することなど、スポーツをつうじた社会性の形成の視点も含めたプログラムづくりを進めていきます。

Ⅳ（１）③ 仲間づくりの促進

- ・「する」だけでなく「観る」ことや日常の話題などをつうじて、スポーツは、他世代、他地域も含め、仲間づくりを促進するきっかけとなります。こうした点をふまえ、スポーツをより楽しいものとするために、スポーツをテーマとした情報交換のできる機会をつくり出していきます。

Ⅳ（２） スポーツによる地域の活性化

- ・地域とのつながりが希薄になりつつあるなか、誰でも楽しめるスポーツは、地域での交流等を育むよいきっかけでもあります。スポーツをきっかけとする地域での様々な人々のつながりが、一体感を醸成し、元気な地域づくりを促すことで広くまちづくりへと波及していくよう相乗効果を高めていきます。

Ⅳ（２）① スポーツによる地域の魅力づくり

- ・スポーツは、教育だけでなく、福祉や産業振興など様々な分野とゆるやかにつながっています。スポーツ振興をつうじて、まちづくりへと結実していくような地域でのコーディネート機能を高めていきます。

IV (2) ② 地域とのつながり・一体感の形成 (★：重点施策)

- ・身近な地域でのスポーツ活動の場面において、近隣の人との交流や身近な公園などの利用をつうじ、自分の住むまちに関心をもつきっかけをつくることも期待できます。また、地元のスポーツチームや選手等の応援は、自分の住む地域に愛着をもつことにつながると考えます。スポーツが果たす役割の一つとして地域の活性化をとらえ、身近な地域とのつながりや一体感の形成を図るとともに、市民の一体感の醸成や武蔵野市のアイデンティティの形成に寄与していきます。

IV (2) ③ スポーツをつうじた元気な地域づくり

- ・すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思にもとづいて安心して生活が続けられる環境づくりを支援していきます。また、地域でのスポーツ活動は、地域の犯罪防止などにも力を発揮することが考えられます。例えば、ウォーキング時にお互いに声を掛け合ったりなど、地域で顔と顔が見える関係づくりを促進していきます。

『スポーツ振興計画（仮称）』での施策を展開し、基本理念を実現化していくためには、市民、行政、事業者等がそれぞれの役割を担い協働して取り組む必要があります。市民協働を進めるにあたっては、市民の自主性を重んじ、市民が本来有する力を発揮できるよう市民の自律性を高めていくことが必要です。そうした市民の自主的な取組のきっかけをつくり、支援していくことが行政のサービスとして求められていると考えます。こうした点をふまえながら、基本方針の4つの柱を支え、実現化を図っていきます。

I 情報提供の充実 【伝える】

- ・スポーツ振興を図っていくためには、的確に市民ニーズをとらえ、市民のニーズに適切に対応した情報提供の充実を図ることが必要です。同時に、スポーツの魅力を高める視点をふまえた情報の提供の仕方についても改善していきます。

I (1) 市民ニーズの的確な把握・整理

- ・スポーツ振興を図るうえで、市民のニーズを的確に把握することが必要です。定期的な市民ニーズ調査等の実施とともに、市民のもつ貴重な情報等の収集・整理も進めていきます。

I (1) ① 市民ニーズの把握

- ・市民のニーズを的確に把握するために、定期的な市民ニーズ調査や各イベント会場等でのアンケート等の実施など可能な範囲でおこないます。

I (1) ② 市民が有するスポーツ情報の収集・整理

- ・スポーツを多様な角度から楽しむために、子どもの頃の昔遊びなど、ローカルルールに根ざした情報を収集し、スポーツ振興を図ります。また、市民が参加した各大会の成績や関連する情報についても収集・整理を進めていきます。

I (2) スポーツの魅力を伝える情報提供

- ・市民一人ひとりにスポーツがもつ様々な魅力を伝えていくことが大切です。こうした点をふまえ、市民のニーズにあった情報を提供するために、市民ニーズに応じた情報の整理・発信を図るとともに誰にでも分かりやすい方法での情報提供を促進していきます。また、市民自ら情報発信していくことを目指し、市民どうしで共有化しやすい情報提供のあり方などについて検討していきます。

I (2) ① 市民ニーズに応じた情報の整理・発信

- ・市では、スポーツに関係する多様な事業が実施されています。市民だけでなく、施設管理者等も含めて、利用しやすい情報の整理と発信について取り組んでいきます。同時に、市民から必要とされているスポーツに関する情報について、情報内容の充実を図り、紹介していきます。

I (2) ② 誰にでも分かりやすい情報提供 (★：重点施策)

- ・様々な情報提供の手法を用意することで、誰でも情報にアクセスが可能な状態をつくる必要があります。誰もが分かりやすいように、情報の見せ方について配慮し、振興を図ります。

I (2) ③ 市民どうしでの情報交換の仕組みづくり

- ・市民自らスポーツに関する情報を発信しやすい仕組みをつくり、市民にとってスポーツの楽しみ方が増すようにしていきます。

II 連携づくり 【支える】

- ・基本方針にもとづく施策の展開を図るためには、市民、行政、事業者等による協働や関係機関も含めた連携づくりを進めていく必要があります。また、誰もが安心してスポーツを楽しむことができるよう連携を図っていきます。

II (1) 横断的な連携づくり

- ・スポーツを振興するにあたり、様々な場面で横断的な連携が求められています。市民の自主性を重んじつつ、市民、市、スポーツ振興事業団、体育協会、関係機関等がそれぞれの役割について整理し、適切に分担していくなかで、連携を図ります。

II (1) ① 市民による自主的な取組の促進

- ・市民、行政、事業者等による協働や連携づくりを進めていくために、市民の力を存分に発揮できる場や機会があることが大切です。市民のスポーツに関する自主的な活動を支援する仕組みの充実を図るとともに、市民の自主的な取組を促進していきます。

II (1) ② 市役所プロジェクトチーム等の設置

- ・庁内関係各課の事業には、スポーツ振興とは別の目的や趣旨にもとづき実施している事業であっても、結果的にスポーツ振興に結びついている事業も数多くあります。こうした関係各課とともに、スポーツを総合的な視点から施策として展開するために、庁内の横断的な連携を図ります。

II (1) ③ 市、振興事業団、体協、関係機関等の連携 (★：重点施策)

- ・スポーツ振興に向けた推進力として、生涯学習スポーツ課を中心に、スポーツ振興事業団や体育協会等が連携して取組めます。市内でスポーツ振興を図るためには東京都などの関係機関等の協力を得ることも必要です。市内外の様々な関係機関との連携を広く追求していきます。

II (2) 安心してスポーツを楽しむための支援

- ・誰もが安心してスポーツを楽しむことができることが大切です。誰でも適切な指導を受けることができる機会の充実と施設の利用にあたって事故の起きないよう施設管理の充実を図るとともに、スポーツをするうえで、怪我や健康面などに関する正しい知識や必要な情報の提供を進めます。

Ⅱ（２）① スポーツ教室・人材の派遣制度の充実

- ・普段は総合体育館等まで来られない方でも適切な指導を受けられる機会が必要です。スポーツ教室や人材の派遣制度の仕組みづくりを進め、広く地域の人々との交流を図ります。

Ⅱ（２）② スポーツ障害などの予防

- ・過度な運動や練習は、怪我につながることもあります。スポーツをする人や指導者が正しい知識を得ることができる機会の充実を図ります。また、怪我や運動負荷、健康面など、市民にとって、スポーツをするうえで必要な相談の場や機会をつくり出していきます。

Ⅱ（２）③ 体育施設の整備充実

- ・スポーツ施設等について、事故が起きないように安心して施設を利用してもらうために、施設の維持管理・運営面の充実を図っていきます。

